

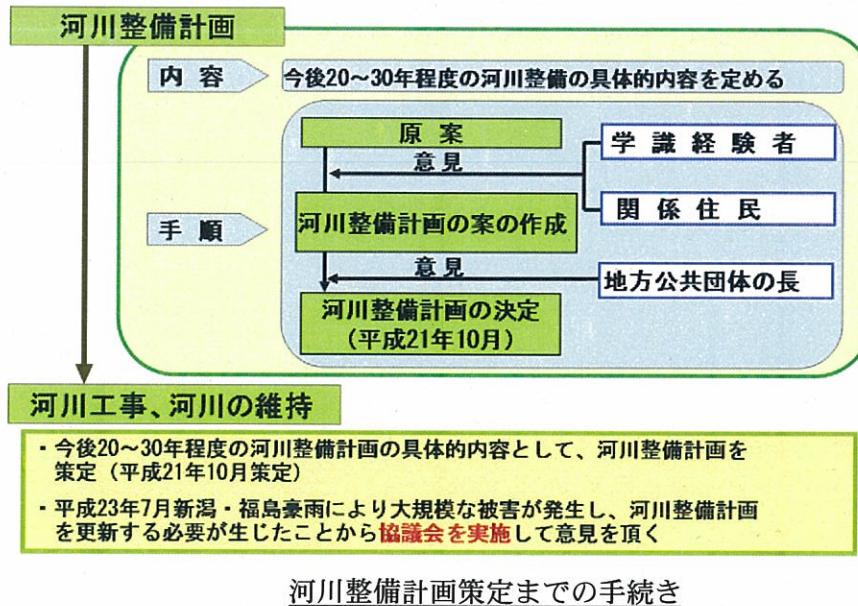
第 3 回 只見川圏域河川整備計画協議会 (概要資料)

資料 3

1. 只見川圏域河川整備計画の現状と今後の進め方について

(1) 河川法における整備計画の位置づけ

- ・河川整備計画は、「目標に関する事項」と、「河川整備の実施に関する事項」の2つの項目に関して記述。（「治水」、「利水」、「環境」）
- ・河川整備の実施に関しては、工事の目的と場所及び内容を明確化。



2. 協議内容

- 第1回協議会（平成24年10月5日）
 - (1) 河川法における整備計画の位置づけ
 - (2) 只見川圏域の整備状況
 - (3) 今回の災害による被害状況と計画変更の考え方
 - (4) 黒谷川、叶津川の河川整備について

- 第2回協議会（平成24年12月14日）
 - (1) 協議会規約の変更について
 - (2) 黒谷川、叶津川の河川整備について
 - (3) 只見川本川の河川整備に関する対応状況について

- 第3回協議会
 - (1) 只見川本川の河川整備について

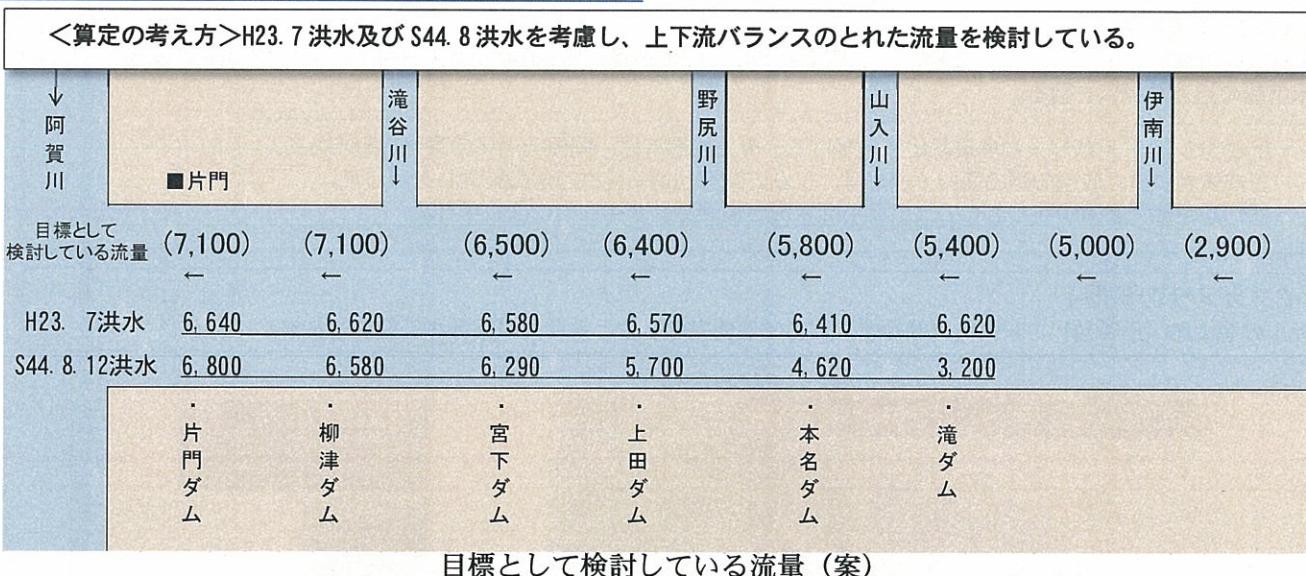
- 第4回協議会
 - (1) 只見川本川の河川整備について
 - (2) 只見川圏域河川整備計画案の決定

国土交通省との協議、市町村や地元住民への意見聴取等

河川整備計画策定・公表

3. 只見川に関する治水計画について

◆目標として検討している流量の算定



◆整備目標水位および計画横断形

① 河川改修の方法について

【河川改修の基本方針】

- 整備目標水位よりも家屋地盤高が下回る地区（浸水被害が発生すると考えられる地区）は、築堤等によって安全に流下させることを基本とする。
築堤は、沿川の土地利用状況や用地状況を考慮し、必要に応じて、特殊堤もその適用を検討する。
なお、地形状況、経済性、地域合意形成等から輪中堤や宅地嵩上げについても検討する。
- 水位低下の効果が大きい河道掘削の計画についても検討する。
- 平成23年7月新潟・福島豪雨と同規模の流量流下時水位への対応は、浸水被害が発生しないよう再度災害防止に努める。
- 流域の概要でも述べたとおり、利水ダム群が連続して設置されていることから、改修にあたっては、発電事業者と連携・協力しながら実施していく。

② 河川改修の優先順位について

【河川改修の優先順位の考え方】

- 出水時のほん濫による家屋浸水を防止すべき箇所を最優先とする。
- 河川改修の優先順位は、下流への影響を考慮しながら、流下能力の低い地区から優先的に実施していく。
ただし、その地区のための河道改修が下流地区的安全度を著しく下げるなどの影響がある場合は、適宜、対応していく必要がある。

4. 只見川の利水計画について

◆只見川の利水計画の方針

(参考 現計画(H21年度策定))

- 河川の適正な利用に関しては、現在のレベルの流況を維持し、今後の水需要も考慮した水資源の開発及び合理的な利用の促進を図っていく。
- 河川は貴重な地域資源であるため、関係町村、利水関係者、河川愛護団体及び漁業関係者等から積極的に情報を収集し、流量データの蓄積、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定に努める。
- また、有限な資源である水の有効利用や、良好な環境の保全を図るためにも、関係利水者等との連携を取りながら、適正な水運用を図る。

5. 只見川の河川環境について

◆只見川の河川環境に関する方針

(参考 現計画(H21年度策定))

- 本圏域は、我が国有数の貴重な自然環境を有しており、河川と地元住民の関わりも非常に深いため、貴重な自然環境を保全しながら水害のない地域整備を行うとともに、地域の発展や歴史・文化の継承を考慮して、地域と一体となった環境整備を関係機関と連携を図り進めることとする。
- 只見川と各支川においては、水と四季折々に変化する植生が織りなす河川景観や、流域内の様々な動植物の生息・生育環境の保全に配慮したうえで、人々が水辺に親しみやすい水辺空間を確保する。

メモ欄

6. その他

(1) 河川情報の提供に関する事項

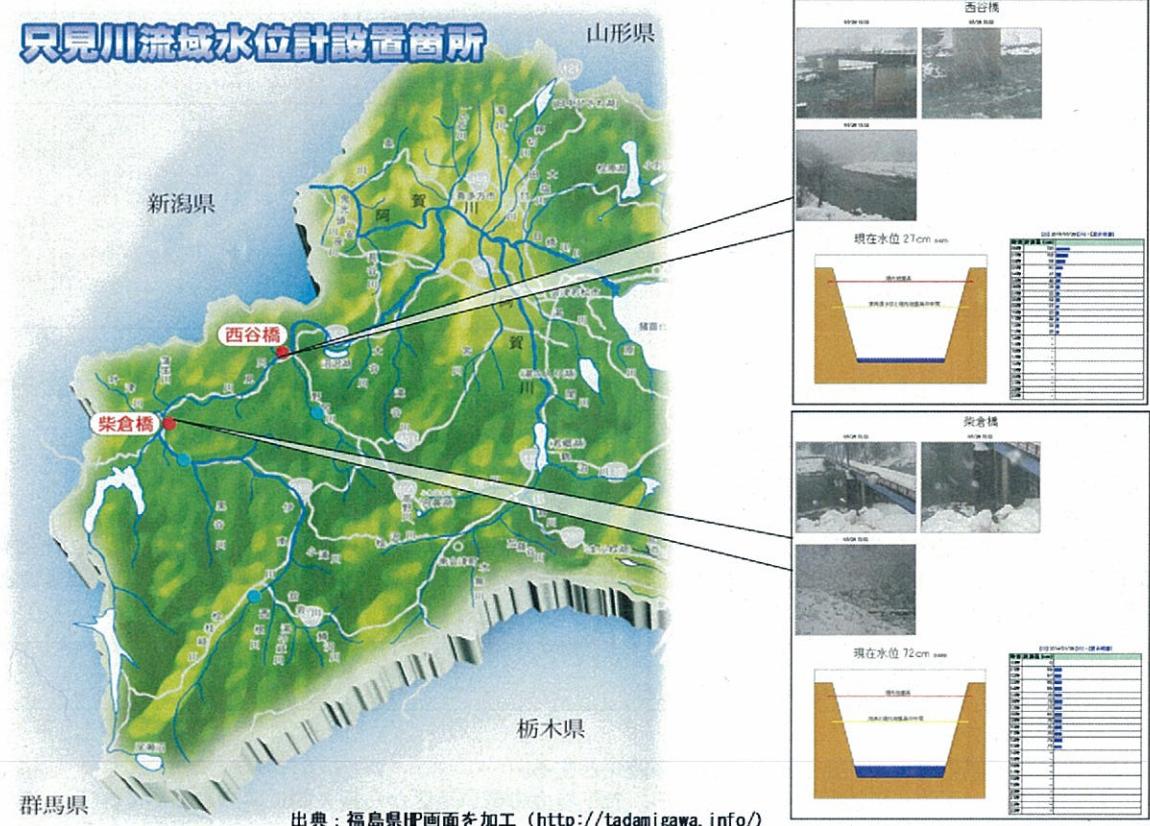
【洪水時の情報提供】

・洪水時は河川情報（雨量、水位、流量等）の収集を行い、関係機関に速やかに分かりやすいかたちで発表するとともに、洪水情報の迅速な提供を図る。

- ・平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害を受けて、ダム設置者は、関係自治体の意見を踏まえて、警戒体制やダム放流の際の通報・通知等、ダムに関する情報提供方法の見直しを行った。
- ・通知通報機関を増やすとともに、放流中の状況も情報提供することとなりました

【ライブカメラの設置】

・只見川の金山町（西谷橋）と只見町（柴倉橋）における現在の水位と只見川の状況がご覧になれます。



(2) 地域や関係機関との連携に関する事項

【洪水時の連携】

・インターネット、情報誌、パンフレット等を通して各種情報を提供するとともに、地域住民からの河川に関する情報を収集できる体制づくりを進める。